

幹事推進委員への交通費補助について

令和5年7月20日
理事長決定

一般財団法人 青少年国際交流推進 センター の組織等に関する規則第3章5条5に基づいて理事長が指名した「幹事推進委員」に対し、第10条2(センターは、予算の範囲内で、推進委員がセンターから委託された業務を行うために要する通信費、文具費、交通費、出張旅費等の経費を支給することができる。)に従って、次のとおり交通費を補助する。

対象となる事業は、センターが主催または共催する事業への参加にかかる交通費

- 1 対象者は、センターの幹事推進委員とする。
- 2 対象事業は、センターが主催または共催する事業への参加にかかるものとする。
- 3 交通費は、次のとおり支給する。
 - (1)交通費
往復に要した交通機関運賃の実費のうち、2万円を上限として支給する。
 - (2)その他
宿泊料、参加費等は自己負担とする。
- 4 センターは、交通費申請書の内容を検討し、適当と認めるときは、理事長の承認を得て、速やかに交付決定し、申請者に通知する。ただし、該当年度の予算額を超えるおそれがある場合には、年度末に一括して交付決定することができる。
- 5 本決定の内容について疑義が生じた場合は、理事長の指示に従う。

本決定は、令和5年8月1日から施行する。